

公益社団法人 ON THE ROAD 難病児等の施設支援事業 選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ON THE ROAD 定款第3条及び第4条に定める難病児、ご家族の支援事業を実施するにあたり、受け入れ対象者の選考について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込)

第2条 受け入れを希望する者は、ホームページに掲載している「施設使用許可申込書」を主治医による診断書と共に、公益社団法人 ON THE ROAD に提出するものとする。

(受け入れ対象者)

第3条 受け入れ対象者は、次の基準を満たすものとする。

一 受け入れ対象者の選考基準は、次に定めるとおりとする。

- イ 担当医によって、小児がん、心疾患、代謝異常など、いわゆる難病と診断されている。
 - ロ 担当医によって、症状が安定しており、宿泊を伴う施設の利用・滞在に耐え得ると診断されている。
 - ハ 担当医によって、看護師の同行によって、もしくは同行なく施設の利用・滞在が可能と診断されている。
- 二 受け入れ時の年齢が、原則として3歳から18歳である。

なお、次の児は受け入れができない。

- イ 施設の利用・滞在中に、高度な治療あるいは医学的管理が必要になる可能性が高い状態の児。
- ロ 在宅で行われている治療を必要とする児で、医学的に受け入れが困難と判断された児。
- ハ 受け入れに関する確認書の提出をいただけない者の児。

(選考方法)

第4条 選考委員会は、第3条で定める受け入れ対象者の選考基準に則り、受け入れ希望者から提出を受ける担当医の診断書等を確認し、総合的に検討する。

- 2 委員会は、選考するにあたり、必要に応じて受け入れ希望者の担当医と直接連絡をとり、詳細情報について聞き取りを行うことができる。
- 3 検討結果については、選考委員において協議を行い、原則として選考委員全員の合意をもって受け入れ対象者及び受け入れ時期を決定する。
- 4 前号の決定内容については、代表理事及び理事会に報告する。

- 5 難病児ではないきょうだい児と家族のみの利用、関連するスタッフの研修等の利用の場合は、選考委員会の会議を経ず、施設の稼働状況に応じて活用することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

変更後の等規程は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。